

(別表2)

項 目	基 準	備 考
工 員 数	4名以上 ただし、対象自動車の種類に車両総重量8ト以上、最大積載量5ト以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、 5人以上	
整備士数	2名以上	自動車工のうち整備士数。
整備士保有率	1/3以上	自動車工の数に対する整備士の割合。
屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別表第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積(1)以上。	現車についての点検・整備作業を行うための作業場とする。
その他作業場	屋内現車作業場の基準面積以外とする。	
車両置場	$a \times 0.3$ 以上	屋内、屋外を問わない。 aは、屋内現車作業場の面積。
完成検査場	屋内現車作業場の基準面積以外とする。	屋内
シャシ・ルフ [°] リケータ		二輪の自動車のみを対象とする場合は不要。
オイル・ハ [°] ケット・ホ [°] ソフ [°]		
ホイール・バランサ		大型特殊自動車のみを対象とする場合は不要。
フリー・ローラ		四輪の自動車を対象とする場合に限る。(可般式でも可。)
ラジ [°] エータ・キャフ [°] ・テスタ		
レギュレータ・テスタ		
コンデンサ・テスタ		自家工場であってジ [°] セル自動車のみを対象とする場合は不要。
コイル・テスタ		同上
電子計測器		オシロスコープ等。
検車装置		検車台、ピット、リフト等。

：保有しなければならないもの。 ：保有することが望ましいもの

1 普通(大型) = 130 m² 普通(中型) = 100 m²

普通(小型) = 72 m² 普通(乗用) = 64 m²